

尾張旭市監査公表第37号

令和8年3月30日付け尾張旭市監査公表第21号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年5月15日付け8人第26号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年5月29日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 芦原 美佳子

企画部人事課

監査の指摘事項	措置状況
<p>歳入の調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、法令又は性質上事前に調定ができないものを除き、歳入金 の収納の前に行われるものである（尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号）第4条及び第5条）。同課は、職員証又は職員章紛失による本人負担分について、法令又は性質上事前に調定 ができない歳入とはいえないにもかかわらず、これまで事後に調定するものと取り扱 い、調定の決議を経ないで納入義務者に納入を通知し、徴収し続けてきた。 適時適切に調定を決議されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図った。また、当該歳入の予算科目について、令和8年度から財務会計システムの設定を事前調定に変更した。 今後は、紛失の届があった際に調定の決議を行い、納入義務者に納入を通知するよう事務手順を改める。</p>
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。 しかしながら、雇用保険料受入金について、令和7年7月から11月までの間、調定を決議することなく受け入れていた。その後、調定を決議していないことに気が付き、同年12月25日に調定を決議していた。 適時適切に調定を決議されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図った。雇用保険料受入金については、納入通知を発出するに当たり、調定の決議を行う必要があることを実務を行う係内で周知徹底し、再発防止に努める。</p>

<p>令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、人間ドック、脳併用ドック委託（A病院に係るもの及びB病院に係るもの）及び人事給与システム改修業務において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p> <p>なお、同課における代表者印がない見積書を提出した者との契約は、昨年度の定例監査においても注意すべきものとして指摘し、今後は事務を改めるとして市長から措置を講じた旨の通知があったにもかかわらず、今回の監査でも同様の事案が検出されたことから、改めて、確実な是正改善を求める。</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図り、見積業者にも、代表者印の押印が必要であることを周知した。</p> <p>今後、見積書については、相手方の住所、会社名及び代表者名だけでなく、代表者印についても確認するよう徹底し、再発防止に努める。</p>
<p>市が契約につき契約書を作成する場合において、市側が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとされている（法第234条第5項）。</p> <p>人間ドック、脳併用ドック委託契約（B病院に係るもの）において、契約締結の決裁を得た上で、契約書を2通作成し市側と相手側各自がその1通を保有していたが、相手方の押印がなかった。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図った。</p> <p>今後、契約書については、相手方の住所、会社名及び代表者名だけでなく、代表者印についても確認するよう徹底し、再発防止に努める。</p>
<p>尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第32条により、同条第1号から第7号までに掲げる場合のほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるときにも、契約保証金の全部又は一部を免除することができる（同条第8号）。</p> <p>同課は、令和7年度人事考課制度支援業務委託の契約について、何ら理由を示して伺うことのないまま、契約の相手方</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図った。</p> <p>また、今後の契約事務において契約規則第32条第8号の規定により契約保証金を免除する場合は、その理由を示して伺うことを徹底し、再発防止に努める。</p>

<p>が契約を履行しないこととなるおそれがないとして、同号の規定により契約保証金を免除としていた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	
<p>本市では、入札及び随意契約の公表に関する取扱要綱（平成11年尾張旭市要綱等。以下「公表取扱要綱」という。）の規定により、随意契約を締結する場合で、予定価格が契約規則第25条に定める額を超えるときは、その内容を公表しなければならない（以下この公表を「随意契約の公表」という。）が、人事給与システム改修業務に係る契約について、随意契約の公表が行われていなかった。</p> <p>公表取扱要綱に沿った事務処理を漏れなく実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに根拠規定を再度確認し、随意契約の公表を行った。</p> <p>今後は、相手方と契約後、速やかに随意契約の公表を行うよう契約締結の施行確認時に担当と上司で公表を行ったか共有し、再発防止に努める。</p>
<p>契約規則第32条により、同条各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>同課は、尾張旭市職員定期健康診断業務委託に係る契約保証金の免除について、決裁では同条第3号（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。）の規定によることとしていたにもかかわらず、実際の契約では同条第7号（国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体等と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）の規定によることとし、締結していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図り、契約保証金免除の規定を再度確認した。</p> <p>今後は、契約保証金を免除する場合は、契約規則の免除規定を十分確認するとともに、決裁過程を踏まえた契約締結となるよう確認を徹底し、再発防止に努める。</p>